

議会資料	議案 第87号
観光課	

所管する施設の指定管理者制度導入方針

担当部署（観光経済部 観光課）

1. 指定管理者制度を導入する施設	名 称 位 置	安乗岬園地休憩舎 志摩市阿児町安乗794番地1
2. 施設の設置根拠となる例規名称	志摩市観光休憩舎の設置及び管理に関する条例	
3. 施設の設置目的	観光の振興及び市民の福祉向上に資するため	
4. 施設の概要	構造 (延べ) 床面積 敷地面積 竣工年月	鉄骨鉄筋コンクリート造 平家建 222.82 m ² 19,900.00 m ² 昭和 58 年 3 月
5. 施設の利用状況(令和5年度実績)	利用件数 利用日数 利用人数	57,066 件／年 365 日／年 57,066 人／年
6. 休館日、利用時間等管理の基準の具体的内容	休館日 利用時間 利用の制限 その他	12月29日から翌年1月3日まで 午前9時から午後5時まで (1) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設または附属する設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的にまたは常習的に暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。 (4) 条例に基づく規則等の規定に違反し、またはそのおそれがあると認められるとき。 (5) 休憩舎の管理運営上支障があると認められるとき。 なし
7. 指定管理者が行う業務の範囲の具体的な内容	(1) 観光休憩舎の利用の許可に関する業務 (2) 観光休憩舎の利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) 観光休憩舎の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 観光休憩舎の利用促進に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が観光休憩舎の管理上必要があると認める業務 (地元特産品の販売及び地域情報の発信 など)	
8. 指定管理者の選定方法	いずれか（公募・非公募）を選択すること。 公募 公募によらない場合はその理由	
	公募によらない場合に予定している指定管理者の名称	
9. 指定管理者の指定期間	3 年	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日
10. 基準価格 (指定管理者へ支払うこととなる指定管理料の基準)	0 円 0円/年×3年 ※この価格が債務負担行為限度額となる。	

様式第3号(第2条関係)

公の施設の管理に関する業務の収支予算書(令和7年度)

(単位:千円)

収入の部

項目	内訳	金額	備考
物品・飲食の販売	物品売上	19,000	きんこ芋及び特 產品の販売。
	飲食売上	19,000	飲食販売。
施設の利用料	10×12ヶ月	120	イベント等貸館
収入合計(A)		38,120	

支出の部

項目	内訳	金額	備考
管理料	・水道光熱費 電気 (130×12ヶ月) 水道 (15×12ヶ月) ガス (15×12ヶ月) ・修繕費 (40×12ヶ月) ・通信費 (20×12ヶ月) ・消耗品費 (30×12ヶ月) ・広告費 (20×12ヶ月) ・売上原価 (物品販売13,300) (飲食販売8,550) ・人件費 (福利厚生含む) ・諸会費 (決済手数料など) ・雑費 (産業廃棄物処理費など) ・納付金 (40×12ヶ月)	1,560 480 240 360 240 21,850 10,912 580 360 480	
	支出合計(B)	37,062	

収支(A)-(B)	1,058
-----------	-------

様式第3号(第2条関係)

公の施設の管理に関する業務の収支予算書(令和8年度)

(単位:千円)

収入の部

項目	内訳	金額	備考
物品・飲食の販売	物品売上 飲食売上	19,000 19,000	きんこ芋及び特 産品の販売。 飲食販売。
施設の利用料	10×12ヶ月	120	イベント等貸館
収入合計(A)		38,120	

支出の部

項目	内訳	金額	備考
管理料	・水道光熱費 電気 (130×12ヶ月) 水道 (15×12ヶ月) ガス (15×12ヶ月) ・修繕費 (40×12ヶ月) ・通信費 (20×12ヶ月) ・消耗品費 (30×12ヶ月) ・広告費 (20×12ヶ月) ・売上原価 (物品販売13,300) (飲食販売8,550) ・人件費 (福利厚生含む) ・諸会費 (決済手数料など) ・雜費 (産業廃棄物処理費など) ・納付金 (40×12ヶ月)	1,560 480 240 360 240 21,850 10,912 580 360 480	
	支出合計(B)	37,062	
收支(A) - (B)		1,058	

様式第3号(第2条関係)

公の施設の管理に関する業務の收支予算書(令和9年度)

(単位:千円)

収入の部

項目	内訳	金額	備考
物品・飲食の販売	物品売上	19,000	きんこ芋及び特 産品の販売。
	飲食売上	19,000	飲食販売。
施設の利用料	10×12ヶ月	120	イベント等貸館
収入合計(A)		38,120	

支出の部

項目	内訳	金額	備考
管理料	・水道光熱費 電気(130×12ヶ月) 水道(15×12ヶ月) ガス(15×12ヶ月)	1,560	
	・修繕費 (40×12ヶ月)	480	
	・通信費 (20×12ヶ月)	240	
	・消耗品費 (30×12ヶ月)	360	
	・広告費 (20×12ヶ月)	240	
	・売上原価 (物品販売13,300) (飲食販売8,550)	21,850	
	・人件費 (福利厚生含む)	10,912	
	・諸会費 (決済手数料など)	580	
	・雜費 (産業廃棄物処理費など)	360	
	・納付金(40×12ヶ月)	480	
支出合計(B)		37,068	

収支(A) - (B)	1,058
-------------	-------